



TO: 各位様

株式会社築港 国際複合輸送課  
2011年6月30日

### 上海港輸入危険品貨物の事前申告について（第2弾）

本日、上海海事局よりホームページにて正式に＜上海海事局汚染危害性貨物及び固体バルク申告に係る通知＞[2011] 297号が発表され、7/1より本格的に実施される旨通知がなされました。7/1の起点は、出港日か入港日かの記載はなく、申告者についても、「貨物所有人或いは代理人」と記載されている為、上海海事局に電話で同通知内容の確認を行いました。確認内容は下記の通りです。

#### 【上海海事局への確認内容】

申告対象は、海洋汚染への影響が懸念される危険品及びバルク固体危険品貨物であり、既に発表されている「海洋汚染危害性貨物名録」にリストアップされている化学品が対象となる。法規として発表した以上厳格に実施することになるが、新法規であり、輸出者及びその代理者は申告経験がない為、一定の猶予期間を考えるつもりであるが、未だ海事局内で正式に決まっている訳ではない。輸出者は7/01からの開始に向け準備を進めてほしい。

#### 【船会社への確認内容】

一方、上海を代表する2つの船会社(上海錦江及びSITC)に確認を行ったところ、まだ海事局より強制申告の要求は来ておらず、はっきりしたことは言えないが、混乱を最小限にする為、7月始めに入港する本船には影響がない可能性もある。先日実施された各船会社と海事局との会議では、同局の貨物申告用EDIシステムが現時点未だ使用不可能な状態であり、7月中旬以降にならないと使用できないと言われていた為、当初はEDI申告ではなく、必要書類をハードで用意して窓口に申請する形式になるのではないかとのコメントあり。具体的な方法について、おそらく海事局より後日連絡が来る予定とのこと。

#### 【申告準備について】

一定の猶予期間が設けられてる可能性はあるものの、通知が正式に発表された以上、申告者として解釈される輸出者様においては、7/01 上海入港分の本船から、申告準備を行うことをお勧め致します。

#### 【申告方法について】

297号通知によると、コンテナ貨物の場合の申告に必要な書類は下記の通りです。

- ① 汚染危害性貨物安全適運申告単 (貼付海事局指定のFORM)
- ② 商品のMSDS
- ③ コンテナバンニング証明
- ④ 貨物所有者(輸出者)から代理人への委託書

\*①については中国語での記載が求められます。

\*③については詳細確認中です。

\*④については代理人(会社)を指定する場合のみ必要。書式は規定なし。



【代理人（会社）について】

297号通知には代理人に関する記載がない為、一般的な解釈では輸出者が指定する代理会社が代行申告を行うこととなるものと推測されますが、海事局の指導により船会社の代理店が指定される可能性もあります。上記運用と合わせ、引き続き海事局及び船会社より運用の詳細を確認して参ります。

【貼付ファイル】

- ①：297号通知 本文（日本語訳）
- ②：汚染危害性貨物安全適運申告書
- ③：海洋汚染危害性貨物名録（該当商品リスト）

上海港輸入危険品貨物の事前申告について  
のお問合せ先

株式会社 築港 国際複合輸送課

担当：森田

TEL：03-5730-4051 FAX：03-5730-4055

MAIL：morita@chikko.co.jp